宇治拾遺物語 第九九話「大膳大夫以長前駆之間事」考

――古侍の路頭礼――

野本　東生

一　以長をめぐる二話

どの説話集にも他の作品で語られることのない、もしくは現存の他作品群では拾われていない人物がいるものである。『宇治拾遺物語』（以下『宇治拾遺』）では、その一人が橘以長である。以長は橘氏長者で『尊卑分脈』によると嘉応元年（一一六九）に没しているが、正確な生年は知られていない。『台記』に藤原頼長の随身として姿が見えるが、こうした日記・記録の類を除けば、『中外抄』の伝本を所持していたことと、『富家語』の割注の中に現れる程度である。以長の人となりを伝えるものは、殆ど『宇治拾遺』以外にないと言ってもよいだろう。本稿では、この以長を扱う『宇治拾遺』第九九話「大膳大夫以長前駆之間事」（以下、本話と称す）を考察の対象に据えたい。まずその全文を掲げる。

これも今は昔、橘大膳大夫以長といふ蔵人の五位有けり。法勝寺千僧供養に鳥羽院御幸有けるに、宇治左大臣参り給けり。さきに、公卿の車行けり。しりより、左府参り給ければ、車を押さへて有ければ、御前の随身、下りて通りけり。それに、この以長一人下りざりけり。いかなる事にかと見る程に、通らせ給ぬ。さて帰らせ給て、「いかなる事ぞ。公卿あひて、礼節して車を押さへたれば、御前の随身みな下りたるに、未練の物こそあらめ、以長、下りざりつるは」と仰らる。以長申やう、「こはいかなる仰にか候らん。礼節と申候は、前にまかる人、しりより御出なり候はば、車を遣返して、御車

にむかへて、牛をかきはづして、榻にくび木を置きて、通し参らするをこそ礼節とは申候に、さきに行人、車を押さへて候とも、しりをむけ参らせて通し参らするは、礼節にては候はで、無礼をいたすに候とこそ見えつれば、さらん人には、なんでう下り候はむずるぞと思て、下り候はざりつるに候。あやまりてさも候はば、打寄せて、一言葉申さるやと思候つれども、以長、年老候にたれば、押さへて候つるに候」と申ければ、左大臣殿、「いさ、この事、いかがあるべからん」とて、あの御方に、「かかる事こそ候へ。いかに候はんずる事ぞ」と申させ給ければ、「以長、古侍に候けり」とぞ仰事ありける。昔は、かきはづして、榻をば轅の中に下りんずるやうにをきけり。これぞ、礼節にてはあんなるとぞ。

以長と頼長がある公卿と遭遇した際の、路頭礼をめぐる二人の知識を、中心的話材として扱う話である。末尾には「あの御方」が登場し、その知識に関する寸評らしきものが付されて、「礼節」の語を以て話が閉じられる。なお、路頭礼とは往来で他人と遭遇した際に発生する、手続きとしての礼節である。

さて、本話がいかなる話として位置づけられるかを考える上で、同じ冒頭一文を以て以長を扱う第七二話は、必ず参照されてきたと言ってよいだろう。本文は掲出しないが、物忌中に無理に呼び出された以長が、後日頼長の物忌の際にわざと参上し、頼長の言の揚げ足をとる話である。言葉の矛盾をついて、道理や論理を重んずる頼長という人物をやりこめる話、と捉えられよう。同時に以長の行為そのものに、頼長の人間性が投影されているため、頼長への皮肉ともなり、そこに「物忌」という言葉が多用されることで、いかにも頼長の失策をあげつらう印象が与えられる。この話を念頭に置かれた本話は、次のように解釈されるのが通例である。以長を咎めた頼長の「礼節」という言葉が以長を刺激し、学識を備え、礼儀（古礼）に精通した頼長をやりこめる。さらに「あの御方」に確認して、以長の正しさは証明される。進んでそこに故実・旧習への懐古が垣間見える[1]、という。

確かに、頼長、以長という二人の人物を基軸とし、頼長の発言を発端として、以長が頼長に反駁するというような筋立てにおいて、本話と第七二話は極めて類似している。しかし、〈頼長をやりこめる以長〉〈以長への評価〉を、共通する主題として抽き出すことができるかは、第七二話の

把握に依存するものではない。あたかも続き物のような離れた二話[2]も多く存するが、そのなだらかな連続面を見誤らないためにも、個別の検討作業が必要となる。両話の類似は、同時に差異でもある。「物忌」と「礼節（路頭礼）」、「頼長と以長」と「頼長と以長とあの御方」、一話の結び、など些細なようで見過ごせない違いがあるのだ。まずは、この二つの話を一対のものとする読解の軛を取り払ってみたらどうだろう。

本話では、まず頼長が礼節とは何かを語る。しかしそれは以長によって覆され、以長が礼節の何たるかを語る。末尾は「あの御方」[3]が登場し、さらに昔の礼節を語る。なお最後の礼節について「あの御方」自身の言であるかどうかを、さほど重視する必要はないが、続いて「なる」「とぞ」という伝聞が重ねられること、『宇治拾遺』の評という体裁を取っていないことから、これを第三者によるものとするよりは、「あの御方」の一連の言と捉える方がよいと考え、以下では「あの御方」の言として扱う。頼長という知識における絶対者を覆す以長、その以長も「あの御方」によって相対化される仕組みとなっている。加えて、『宇治拾遺』の礼節に対する無関心さがこれを覆う。「これぞ礼節にてあんなるとぞ」と、「ぞ」「にてある」などの強い口調が、「なる」「とぞ」という二つの伝聞機能によってぼかされる。[4]この伝聞「なり」は、最後の礼節を語るものでありながら、腰砕けの印象を特に与える。敢えて直訳すれば、「これぞ礼節である、と聞いている、ということだ」。たとえこの発言に「あの御方」以外の伝達者を介するにしても、礼節の在り方を説く一話の末文としては、振り上げた拳が宙をさまようかのようである。そのときここには、礼節の内容自体への関心とは別の興味が隠れているように思われる。第七二話と同様の主題の下に成る、以長称賛を前提にした懐古趣味という読解に対し、従来言及のなかった「なる」「とぞ」に関する不審を出発点に、本話を捉え直そうというのが本稿の目的である。

二　頼長像という視点

以長と頼長の話である以上、頼長の人物設定を見定めなければならない。『愚管抄』では

コノ左府、悪サフトイフ名ヲ天下ノ諸人ツケタリケレバ、ソノシルシアケクレノコトニテアリケルニ、法勝寺御幸ニ実衡中納言ガ車ヤブリ、又院第一ノ寵人家成中納言ガ家ツイブクシタリケレバ、院ノ御心ニウトミヲボシメシニケリ。

「悪左府」の「アシキ心」「ハラアシ」の例として二つの事例を挙げている。[5] 他事を措いて、傍線部の車破壊の事例を挙げたことには注意しておきたい。『宇治拾遺』にごく近い時代の評であり、遡れば

こと行なはせ給ふことも、古き事を興し、上達部の著座とかし給はぬをも、みな催しつけなどして、公私につけて、何事もいみじくきびしき人にぞおはせし。道に会ふ人、きびしく恥ぢがましきこと多くきこえき。公事行ひ給ふにつけて、遅く参る人、障り申すなどをば、家焼きこぼちなどせられけり。

（『今鏡』「ふじなみの中 飾太刀」）

と筆致を抑えられながらも、頼長は「あらあらし」い性向の持ち主に描かれる。ここでも「道に会ふ」すなわち路頭礼をめぐる悶着があったことがわかる。頼長の話自体そう多くはないが、頼長横死以後の比較的遠くはない時期の言説に、共通する性行が記されていることは注目してよいだろう。

こうした性行の例としてしばしば取り上げられるのが、『兵範記』久寿二年（一一五五）二月一日条の記事である。[6] なお同日、法勝寺千僧御読経があり、鳥羽院の御幸がある。『百練抄』に「咎二無礼一之間及二闘乱一也」とあるように、頼長・兼長一行が信兼の無礼を咎め、[7] 従者が牛車や信兼に打擲を加えたことから、乱闘騒ぎに発展した記事である。記主の平信範は、日記の家と称された高棟流平氏の出身で、少納言・蔵人・弁官を歴任した事務官僚。鳥羽院・後白河院の家司、また藤原忠実・忠通・基実の家司でもあった。その彼が頼長に対し、「積悪之所致」の帰結であると非難を加える。信兼の行為を「狼藉」とは言うものの、信兼側に無礼があったにしても、厳酷な対処を取ることに対して、多年の頼長の行為をも合わせて批判的なのである。

また別の路頭礼に関わる騒動を見ておこう。『平家物語』が取材し、『玉葉』『百練抄』『愚管抄』に見える「殿下乗合事件」を挙げる。『玉葉』嘉応二年（一一七〇）七月三日条から事件を追えば、法勝寺御八講初の折に御幸があり、摂政藤原基実が平資盛に遭遇した際、「摂政舎人居飼等打二破彼車一、事及二恥辱一」という事態になったのである。この後重盛の報復があることから、著名な事件に発展したわけだが、ここではそれを問わない。「法勝寺御幸」に「一の人」の「車をめぐる騒動」の構成が、『愚管抄』の記事の構成要素にも重なる。そしてもう一つ、『宇治拾遺』には、後方から来た牛車に、人違いもあって無礼を働いた土佐判官代通清が、関白の随身にかなり烈しい威嚇を受ける話がある[8]（第

一九〇話)。通清は路頭礼を度外視した行為をとったために、当然の帰結として痛い目を見た。この話も「一の人」の「車をめぐる騒動」である。牛車が後方より来た折の話であったことを強調しておこう(9)。

もう一度これらの例をまとめると、『愚管抄』に「厳酷な頼長・法勝寺御幸の折・車破壊(路頭礼)」、『今鏡』に「厳酷な頼長・路頭礼」、『兵範記』に「頼長・法勝寺御幸の折・車破壊」、近古の大事件として『玉葉』に「一の人・法勝寺御幸の折・車破壊」がそれぞれの要素として抽出でき、『宇治拾遺』の中にも「一の人・大内御幸・車破壊」と路頭礼にまつわる闘諍への関心が垣間見える。こうしたことを、厳酷な頼長像に立った上で総合すれば、「法勝寺御幸の折・一の人頼長・路頭礼」を構成要素とする第九九話の中で、背後に車をめぐる騒動の可能性を見ることは、差し支えないのではあるまいか。つまり頼長が車をめぐる騒動に関する危険性を孕んだ存在だということである。「あやまりてさも候はば、打寄せて、一言葉申さるやと思候つれども、以長、年老候にたれば、押さへて候つるに候」という以長の言葉の中にも、騒動への発展が萌していると見て誤りないだろう(10)。

三　路頭礼の故実

以長に言い負かされる生真面目な頼長と、車の騒動を引き起こしかねない頼長と、いずれの見方に重点を置くべきなのかの判断は、路頭礼の実態や実際と引き比べた上でなければならない。そこで、路頭礼の故実書から、頼長・以長・「あの御方」の三者の言説の正当性を保証する資料を確認しておきたい。

頼長の言及び公卿のとった礼節は『西宮記』に確認できる。『延喜式』では記載されないが、世俗の所為を記すのだ、と注してある。

> 親王・大臣共相逢者、各留レ車、前駆下。納言逢二親王・大臣一、抑レ車、大臣前駆下。参議遇二親王・大臣一者、参議放レ牛立レ榻。或不。納言已下逢二親王一者、放レ牛可レ立レ榻。

頼長は「車をおさへ」としか述べていないが、実際には以長の発言から「牛をかきはづして、榻に軛を置きて」という行為も含んでいたことがわかる(11)。従って、この時、頼長は大臣、相手の公卿は参議であるという推測は、『西宮記』に照らしてほぼ誤りない。なお、内覧という地位は故実書から推してもこの際考慮に入れずともよさそうである(12)。

以長の言はどうであろうか。これは下って鎌倉後期の『弘安礼節』に確認できる。

大臣共扣レ車僮僕互下馬、大臣前駆以下列二居車傍一。親王前駆歩行過レ之。親王車過畢、大臣僮僕騎馬進行。若親王車後来者、大臣車直対二親王車一立レ之。自余同輩准レ之。

大中納言、同二大臣一。

参議。散二位三位。出レ牛立二榻於車前一、或税駕置二軛於榻上一。

記事は「遇二親王一礼事」からの引用であるが、参議が関白や大臣に遭遇した場合も右に準じる。「大臣車直対親王車立之」の部分を、道路の進行方向に対して直角に車を立てるのだ[13]と解するならば、以長「車を遣返して車にむかへて」に対応することになる。

最後に「あの御方」の言は鎌倉初期の『三条中山口伝』に確認できる。

参議　遇二摂政一税駕ヘシ。其儀大略同二大臣一。

遇二大臣一有二二様一。　一ニハ参議税駕テ可レ立レ榻。一ニハ、参議税駕シテ置二軛於榻上一。是礼之浅也。一ニハ、欲二下車一之時之如二立レ榻テ、置二沓於其上一、実ニハ不レ下。只表二欲レ下之由一計也。是礼之深也。一ニハ、不二税駕一、只扣レ車。此礼ハ近代例粗有レ之。但無レ謂云々。与二大中納言一無二差別一、頗無レ謂歟。遇二大中納言参議等一、互扣レ車。大弁宰相遇二大臣一時、榻ヲ車ノ前ニ立。殊大弁ハ礼可レ深之故也。宰相ハ榻ヲクビキノ本ニ立也。

当然とは言え、彼等三者の言が決して根拠のないことではないと確認できた。その上で改めて考えたいのは、これらの知識の一般性及びこれらの礼節の浸透の具合である。『西宮記』の路頭礼記述は、その後の故実書に形式・内容面での影響が見られ、模範・基準となるものであったという[14]。従って、頼長の言は極めて常識的な範疇に収まっていると言える。それに比べて、以長の言は『弘安礼節』に至るまでその他の故実書では確認できない礼儀である。高度な知識とも一般性の低い知識とも言えるだろう。まして当時の通例の礼節に則っていると言い切れるだろうか。勿論、問題は故実書云々ではなく、頼長の知識を上回る細かい知識を以長が持ち合わせていたことである。加えて第七二話の物忌の話題などとは違うのは、その知識が頼長ではなく、一次的には相手側の公卿に要求されていることである。儀式をつつがなく進行する礼節とは違って、路頭礼は二者関係を前提に成立しているのだということは忘れてはならな

い観点である。

さらに付け加えておくべきなのは、そこに故実の流派の違いがあることだ。『江家次第』巻二十「路頭礼節事」で

故経任卿為二参議一、逢二堀川右大臣一、而不レ舁二下車一云々。小野宮例如レ此。大臣不レ下二前駈一而過云々。九條殿例如レ此云々。後後経任舁二下車一、大臣又被レ下二御前一云々。

と記されるように、路頭礼にもまた小野宮流と九条流の二流があったのである。この二流併存は、『西宮記』の割注にも見え、『長房卿抄』（『参議要抄』引用）で「参議遇二親王大臣一不レ可レ放レ牛。只可レ抑レ車。但大弁参議放レ牛立レ榻。又於二摂政関白一、雖二他参議一放レ牛立レ榻云々。」と傍線箇所に違いがあることからもわかる。また『三条中山口伝』に「傍書云、参議遇二大臣一之礼、自レ古有二口伝一。」とあることも、この路頭礼の側面を伝えるものである。[15] つまり、路頭礼は流派の分かれる厄介な儀礼であるという現実のもと、以長は相手の公卿に対して一般性の低い知識を要求していたのだということを押さえたい。この時、参議という地位には最も煩瑣な手続きが要求されることは、既に見た故実書をたどれば明らかである。これらを念頭に置けば、頼長が「公卿あひて礼節して車をおさへ」たと言ったのも至極もっともであったのだ。

四　路頭礼をめぐる発言の意味づけ

以長の持ち出した故実はいささか一般性を欠くものであったが、その正しさが証明されるならば、本話が第七二話とほぼ同じ主題の下になる話として落ち着いたとしても頷ける。しかし、その証明のされ方にも、本話の読解の鍵があるように思われる。その一つである最後の故実、「あの御方」の言に目を向けよう。この故実は前節で確認した『三条中山口伝』以外の故実書等には見出せないもので、以長の持ち出した故実同様、決して一般性の高いものとは言えない。しかもその記述を援用すれば、礼儀かくあるべきという決まりを越えて、「礼之浅」「礼之深」を問題にしている。以長の言う故実を認めて、なおかつ、別の故実を持ち出す。このことは一体何を意味しているのだろうか。単なる知識の披露とは思えないし、次文には「なる」「とぞ」と二つの伝聞機能も控えている。

初めに以長によって問題にされたのは車の前後の向きであったはずだ。しかるに「あの御方」の故実はそれとは無関係で、通常の正面からの遭遇場面をも含めた故実であり、原文「昔は～」と今は行われなくなった礼節に関心が注が

れる。礼節の廃れた鎌倉初期の近代を示す、先の『三条中山口伝』の波線箇所「一ニハ、不二税駕一、只扣レ車。此礼ハ近代例粗有レ之」からも、既に過去の代物であったと窺える。それだけではなく、本話で公卿のとった礼節（放牛立榻）すら行われなくなっていることがわかる。説話現在だけではなく、『宇治拾遺』現在という視点からも重要な言説である。その上で、以長の言に、「あの御方」の言による一般性を欠く礼節を並べることには、二つの方向性が認められるだろう。一つは、以長の故実もまた「昔」であることを確定させる方向性。もう一つは、既に実態のない故実を重ねることによる、要求の過重さを増す方向性。それは第二節で確認した頼長像を持ち込むか否かに関わってくるだろう。そして後者は、二つの故実の間にあるわずかな違いから見える、礼節という存在の受け止め方から導かれる。

二つの故実は両者とも、参議である相手方の礼節を問題としているが、故実の情報価値という面に視点を変えてみると、頼長側にとっては差違がある。以長の言は、頼長が逆の立場、すなわち、牛車が後ろから来る同じ状況下で、頼長が関白や太政大臣といった上臈に遭遇した際に果たすべき礼節をも示している。一方の「あの御方」の言は、『三条中山口伝』に見る限り参議の礼節であって、頼長の履行すべき礼節としては何ら有益ではない。情報価値としては均等とは言えないのだ。このことは、「あの御方」の言によって、礼節は相手側に要求するものという偏向が確定的になったとも、以長の言そのものに含まれていた偏向ゆえに、「あの御方」の言が引き出されたとも言えるだろう。つまり、以長の言の保証だけではなく、相手側の「無礼」を見咎める礼節という視点を確定し、しかも過去の産物、「昔」の礼節であったと認定する。これが異なる故実を持ち出した「あの御方」の言の性格なのだ。以長の主張する厳正さは、既に礼節が本来持つ絶対性の中では受け止められないに違いない。

いささか遠回りになったが、前節と合わせて次のことを確認しておきたい。現代的には煩瑣に見えるこの路頭礼に関わる礼節を『宇治拾遺』が把握していたのか、という議論になれば、疑わしい面は認めざるを得ない。しかし以上の検討の一々を要さずとも、二人の知識が一般のそれとは隔絶したところにあったと予期することはたやすい。最も重要なことは、二者関係を前提にする路頭礼の中で、頼長以上の知識を随身の以長が持ち出したこと、それを頼長ならぬ相手方の公卿に要求している文脈が確かに存在していること、加えて「あの御方」の故実が、礼節によって無礼

を咎めるその方向性を決定づけていること、の三点である。『西宮記』が「礼法無レ所レ定、随二便宜一可レ思レ免レ恥。」と記すように、その礼法とは上臈に遭遇した際に、恥を掻かないためのものであった。しかしここでは逆に上臈の立場から、礼節に無礼を咎める役割が担わされているのである。こうした文脈で追えば、やはり、礼節という存在への『宇治拾遺』の態度を改めて捉え直さなければならないし、加えて説話の読解として、第二節で確認した頼長像に立ち戻る必要も出てくるのだ。

その上で第九九話にどのような読解が用意されていたのか、そこに話を進めなければならない。故実とその正しさに無関心であったとしても、故実をふりかざすことには関心があってもよいだろう。些末な礼節によっておこる騒動への関心、それが『宇治拾遺』の本話に対する着眼であると考える。その時、以長の発言の意味合いは、頼長という人物に向けられることによって、自ずと決まってくる。礼節の知識は他ならぬ車に関することであった。車に関わる騒動の危険を背後に忍ばせる頼長に、わざわざ以長は路頭礼の古態を説くのである。博識で鳴る頼長自身も、無論たまたま出くわした公卿も知ることのない故実であった。これを「あの御方」は「以長、古侍に候ひけり」と嘆じて、また別の故実を示すのだ。先に引用した『愚管抄』の頼長車破壊の記事に、忠実が「カクアシクトモ家成ナドヲバエセジ物ヲ」と漏らす記述がある。実衡側に些細な過失があったにせよ、行き過ぎた行為であることを暗に諫めた発言であると解される。第九九話でも最後の故実の提示は、状況こそ違うが、頼長という人物をよく知る「あの御方」の言として、以長の言の行き過ぎに対して、別種の過重な故実を持ち出すことで浮き彫りにする皮肉だと捉えたいのである。

五　古侍とは何か

ここまでの解釈を考える上で、「あの御方」が嘆じたのが感嘆なのか嘆息なのか、一体どのような心情が込められての発言であったのかということは、決して避けて通れない問題である。自然、「古侍」とは何かという問が立つ。この言葉には何らかの評価が込められている。諸注は「老練な侍」と一致した見解を示し、感嘆と考えているようだ。「古（ふる）～」は、古事、古歌など往昔を偲ぶ印象の悪くない言葉であるが、人の場合はどうなのだろうか。

飛騨守景家はふる兵物にてありければ、このまぎれに、宮は南都へやさきだたせ給ふらんとて、いくさをばせ

ず、其勢五百余騎、鞭あぶみをあはせておかけたてまつる。（『平家物語』「宮御最期」）

其なかに日野の十郎はふる物にてありければ、弓のはずを岩のはざまにねぢたててかきあがり、二人の物共をもひきあげて、たすけたりけるとぞきこえし。（『平家物語』「宮御最期」）

この男、もと伊予の国のものなりけり。高名のふるばくちにて、うちほうけてすべて負け、博打八十余人同意して諸国に分かれゐて、（『古今著聞集』四二四）

右の例は「古～」に対して「老練な」という意味が当てはまるような用例である。「兵」は歴戦を生き残り、今現在も「兵」であること、「博打」は博打の決定的な負けもなく、今現在も「博打」を続けていること、それらが称されて「古兵・古物」「古博打」となるのである。時の経過はその地位の継続の難しさにもつながる存在が、「兵」「博打」である。「老将之智」「老馬之智」「老言可用」（『世俗諺文』）又は「古賢」「古徳」など、時を経た故に蓄積された知恵を持っているという見方もできるかもしれない。ただし、こうした存在と「侍」が同列に並び、「古侍」と称されるという把握でよいのだろうか。というのは、「古～」は卑称としても用いられるからである。

さらば、ただ、かかる古者世にはべりけりとばかり知ろしめされはべらなむ。（『源氏物語』「橋姫」）

場面は薫に対し、老女房の弁の君が昔語りをするところで、弁の君の自称が「古者」なのである。老人を指す謙称は「老法師」（『栄花物語』・『宇治拾遺』など）「老者」（『大鏡』冒頭）など「老（おい）～」でも見える。少し先走って結論を言うと、似たような冠である「老～」と「古～」には一定の差がある。「老～」が外見上の特色を言うのに対し、「古～」は外見上の老いにこだわらず、一つのことに長く関わってきたことを示す。結果としては両者とも似た領域を対象とし、老耄か老巧か、古くさいか古めかしいか、老いや長年の経過をどのように捉えるかによって言葉のニュアンスも変わってくる語となる。なお、「老～」は外見上の特色を言う分、正負の評価傾向を認めにくい場合が多い。「橋姫」では弁の君に限らず、山里の老女房は「老い人」と称されるが、「老い人」弁の君の昔語りを、薫が「老い人の昔語り」と思い出すことがある一方で、

かやうの古人は、問はず語りにや、あやしきことの例に言ひ出づらむ。

と述べる。ここで持ち出される「古人」は、老人の負の特性について述べる。薫が「かかる古人などのさぶらはんに

ことはりなる休み所は」（「宿木」）と「古人」を用いて卑下することで、昔からの馴染みであること、無害であることを伝える場面のあることも考慮に入れたい。こうした「古～」の例を『源氏物語』から拾うと、

①ひたすらにうしとも思ひ離れぬ男、聞きつけて涙落とせば、使ふ人、古御達など、「君の御心はあはれなりけるものを、あたら御身を」など言ふ、（「帚木」）

②見慣れたるとてはかの山里は古女ばらなり。（「宿木」）

③さらに都に帰りて、古受領の沈めるたぐひにて、（「松風」）

④さる田舎のくまにて、ほのかに京人と名のりける古大君女の教へきこえければ、ひが事にもやとつつましくて手触れたまはず。（「常夏」）

⑤世に数まへられたまはぬ古宮（「橋姫」）

①は、雨夜の品定めの左馬頭の発言。表面は何もなかった女が、深い考えもなく、突然尼になってしまった状況に対し、女には深い志があると勝手に思い計って、つまらないことを言うのが「古御達」の一人である。②は、中の君が言い寄る薫に困惑するが、相談相手のいないことを歎く場面。心安くはあるが、「古女ばら」に相談するには躊躇がある。老人の浅慮や老人との隔意は、「老い人」などにも現れるが、この例は顕著である。③④⑤は他人に顧みられない存在である。こうした「古～」の最もわかりやすい例として、

何事いひおる、古大君ぞ。さへの神まつりて狂ふこそあらめ。（『宇治拾遺』一二〇）

が挙げられる。悪口雑言として用いられていることは明らかである。このような例をもう少し幅広く拾えば、左のようになる。

・くさりたる讃岐前司古受領のつづみうちそこなひて、（『大鏡』師輔）

・かくてまた上野の宮とて、古親王おはしましけり。その親王は、ものひがみたまへる親王にておはしける。（『宇津保物語』「藤原の君」）

・古子持などは、髪のすそ細う、色青びれなおしたればこそ心苦しけれ。（『栄花物語』「つぼみ花」）

・女怨ぜさせ給ふことも、あらあらしくぞきこえ侍りける。いはいをなどいふ古色好みとや思はせ給ひけむ、（『今鏡』「ふじなみの中 飾太刀」）

・古山法師にて候が、大剛の者にて候。（『平治物語』）

これらの用例に関しては説明不要であろう。また「旧受領」「旧君達」「旧宮の御子」の語例が『今昔物語集』巻二十八

に収められる。この巻の性格を考えると、それらに付与される性格付けも容易に想像される。一方で下接する名詞の性格も考えなければいけない。例えば女性は「さだすぎ」れば、それだけでマイナスであるし、宮は出自こそよいものの、時間の経過と共に、衰勢が目に見えた存在であるし、受領にいたっては端から軽視された存在である。「古～」ということで、そうした傾向を強調する一助となっているわけだが、左のような語例もある。

今は昔、左京の大夫なりける、ふる上達部ありけり。年老いていみじうふるめかしかりけり。

（『宇治拾遺』二三）

先に挙げた「旧君達」（『今昔物語集』）と同話に属する。この話自体は、上司である「ふる上達部」の襟に付いた紀用経という人物の嗚呼の失敗嘆と言えるが、結局は用経のために恥をかくことにもなるのが「ふる上達部」である。「ふる」という言葉の頻用による痛烈な風刺[16]も隠されており、「ふる上達部」という呼称が負の属性を帯びていたことがわかる。また、「老～」「古～」どちらかにしか下接しない名詞の性格にまでは、言及する必要はあるまい。どちらでも使う表現でなければ比較しにくいが[17]、老いと重なるとは言え、そもそも指す領域が違うのである。

侮蔑的な意味合いを含み込む「古～」の用例を見てきたが、これは用例数からの傾向であって、その経過した時間の長さをどのように評価するかという点が最も重要なことになる[18]。

六　おわりに

さて、ここまできて「古侍」の把握が、本話把握と密接に関連するというところに到達した。古いから物事を知っている、以長の知識を評価する立場からは「老練な侍」「昔ながらの」という訳が、今や無用の古い知識にこだわる、以長の行為に眉をひそめる立場からは「因循な侍」「古びた侍」という訳が当てはまるだろう。一面で以長の知識の正しさを保証する語ではあっても、その知識を頼長に伝えるという行為の認否も含みこんでいるのである。失われた礼節への懐旧を抱く読み手ならば、以長の行為を認めもしようが、路頭礼という二者関係の中で生ずる問題でもあった以上、かかる些細な礼節を要求できる立場の読み手は極めて限られている。以長が下馬しなかった際、「いかなる事にかと見る」のは、公卿ないし読み手の側であった。その疑問を頼長と共有したものの、頼長の人物性を置いて見れば、両者に甚だしい懸隔のあること言うまでもないだろう。「不

二税駕一、只扣レ車。此礼ハ近代例粗有レ之」という近代との時代錯誤があることも再度強調したい。検討を加えてきた通り、以長が「古侍」として称揚されるとは考えにくいのだ。ここは以長の行為に、困惑の嘆息を漏らしているのである。

振り返れば、自身の言葉に矛盾のあった第七二話と違い、第九九話の頼長は特殊な知識を欠いただけである。同じなのは、以長が頼長の非をいささか大げさな演じ方で主張する箇所、主人頼長との馴れ合いに生じる我の強さであろう。公卿は車を押さえたが、以長自身は感情を抑えたという「おさへて」の言語遊戯[19]には、頼長の主張を抑止した以長の得意も垣間見える。第九九話で語られるのは、路頭礼をめぐって、頼長という虎の尾を踏む以長の行き過ぎた行為であり、これを「あの御方」の発言と昔の礼節への言及が示唆するのであった。以長の自己主張・得意然とした行為こそ同じだが、その位置づけは第七二話とは異なるのである。

本話には表面的に旧習への懐古が窺われ、それは第七二話の読解の方向性とも合致する面がある。しかし、現実の礼節とここで扱われる故実の知識との距離、さらに路頭礼と頼長という特殊な話材に目を配った時、末文「これぞ礼節にてあんなるとぞ」の空疎な響きに耳を傾けないわけにはいかないのだ。かかる似た主題を持つ二話が異なる把握によって捉えられる例は、第一五五・一五六話、第一七四・一七五話など[20]の連続する二話だけではない。「隣の爺」型とされる第三話「鬼ニ被瘻取事」と第四八話「雀報恩事」もその一つであると考えられる。すなわち二人の翁、二人の嫗、成功と失敗などのよく似た型を持ちながら、第三者の介入という点で大きく異なる。同じ評語を持たせ、同じ型を供するものでも、そこに少なからず含まれる差異に『宇治拾遺』は自覚的である。当然、

されば、物うらやみは、すまじき事なり。（第四八話）

という評語も、第三話とは異なってくるだろう。第四八話の中にははっきりと記されるが、「物うらやみ」をするのは、嫗ではなく、「隣里の人も見あさみ、いみじき事にうらやみけり」という里の人であり、「おなじ事なれど、人はかくこそあれ。はかばかしき事も、えしいで給はぬ」と隣の嫗を責める嫗の子供であった。苦しむのもまた「みな心地を損じ」る里の人であり、「心地まどふ」「物をつきてまどふ」、最後に「刺し食」われる嫗の子供であった。嫗も子供と同様の害を被るが、受け止め方が違う。嫗は、雀の報復に対し「みな米にならんとしける物を、いそぎて食ひたれば、かくあやしかりけるなめり」と思い、「耳のもとまでひとり笑みして」「痛さもおぼえず」、雀の報恩を疑うことなく、幸福の

中で毒虫に刺し殺される。[21] 従って評語の指し示す方向は、嫗ではなく、嫗の子供や里の人であるのだ。[22] 隣の翁に向けられる第三話の評語とは、同じではないのである。

類似の型並びに冒頭文の一致や末文の一致が、類似の読解を結ばせるわけではない。それは安定的な型通りの読解を拒む『宇治拾遺』の姿勢に合致するところでもある。連想とは、潜在する共通の察知・認知による同化と異化、作品世界の膨張あるいは限定などの役割[23]を担うであろう。類似の型から類似の主題を見出そうとする態度へのいざないと破綻、それは連続・連鎖・連想という読解方法と裏返しの関係にあるのではないだろうか。

※本文引用の資料出典は以下に依った。なお、私意により一部、句読点、表記などを改めた箇所がある。第九九話の十三行目「ゑ通し参らする」を他本により「通し参らする」に校訂した。『宇治拾遺物語』…新日本古典文学大系、『平治物語』『愚管抄』『平家物語』…日本古典文学大系、『今鏡』…海野泰男『今鏡全釈』、『古今著聞集』…新潮日本古典集成、『源氏物語』『大鏡』『栄花物語』『宇津保物語』…新日本古典文学全集、『西宮記』『江家次第』…神道大系、『弘安礼節』…群書類従、『三条中山口伝』『参議要抄』…続群書類従、『兵範記』…増補史料大成、『玉葉』…国書刊行会、『百練抄』…国史大系。

【注】

（1）新日本古典文学大系、新編日本古典文学全集の注。

（2）荒木浩「宇治拾遺物語の時間」（『中世文学』、一九八八年六月）。

（3）傍書や諸注で指摘される父忠実であると、読み手にも了解されていたはずである。

（4）「けるとぞ」のような終わり方は説話の常套だが、「なるとぞ」は少ない。例えば、第一八七話で「されば、胡国と日本のむかしの奥の地とは、さしあひてぞあんなると申しける」とあるが、このような伝承的形式に礼節が嵌められることを問題にしている。

（5）この後、二つの事件が関連していることが語られるが、日本古典文学大系『愚管抄』の補注も指摘するように、その当否についてはわからないし、実衡の事件についても、史料からは確認できていない。第九九話と構成要件が似るものの、ここでは取材源について問題にしない。

（6）記事の該当箇所は左の通り。

今夕左府并右将軍、連レ車令二退出一給之間、於西堤辺、左衛門尉平信兼奉レ逢二両殿一。信兼下車蹲二踞樹下之処一、舎

人居飼等打二車并信兼一。信兼及二身存一レ恥、従類相伴急致二濫行一。御随身府生武弘移レ馬并従者一人中レ矢斃死了。同重文袖被レ射二抜之一。大将殿番長兼清右指被レ射二切之一、牛童同被レ射死了。此外被二刃傷一者、猶在二両三一、毛車二両逐電令レ馳二帰東三條殿一給了。即令二師国朝臣被一レ申レ院云々。

信兼帰レ家之後、又父盛兼朝臣、馳二参院一、奏二事由一云々。末代狼藉触レ事雖レ多、公卿以上未曾有事也。何況執政人哉。積悪之所レ致、天之令レ然歟。希代之珍事也。可レ恐可レ懼〳〵。

（7）桃崎有一郎「中世公家社会における路頭礼秩序について―成立・沿革・所作―」（『史学雑誌』114、二〇〇五年七月）。以下、特に次節では、路頭礼に関することについて負うところ大きいが、本稿の行論の都合上、資料の重複を厭わない。『弘安礼節』や『三条中山口伝』に従えば、左衛門尉である信兼は本来乗車を認められない身分であっただけでなく、下車蹲踞ではなく、下車平伏すべきで、「無礼」に該当する行為であった。礼節に則ったつもりの信兼には横暴に映ったのかもしれない。第九九話の公卿にも、礼を欠く以長の行為、ひいては頼長の行為が横柄に映ったことだろう。

（8）随身のとった行動は左の通りである。

御供の随身、馬を走らせて、かけ寄せて、車の尻の簾をかりおとしてけり。其時、通清、あはて騒ぎて、前よりまろび落ちける程に、烏帽子落にけり。

（9）なお『十訓抄』の同話も車が後ろから来ることは文脈から疑いないが、「あとより車二三して」の傍線部はない。この二話の連想関係を主張する論旨ではないが、車の騒動として一連のものとして想起されるように考える。

（10）桃崎有一郎前掲7論文でも指摘がある。

（11）これは以長が特に問題視しているのが車の向きであることによる推測だが、公卿が「放牛立榻」をしなかったと考える余地もある。その場合に以長は、公卿が履行しなかった礼節のうちの、より一般的でない方の故実を問題視していることになる点で、以下の論に若干の修正を要しても齟齬は生じない。本稿では頼長の常識性を重んじ、「放牛立榻」があったという立場をとる。頼長発言「礼節して」をどう理解するかによる差だが、桃崎有一郎前掲7論文では、公卿が「放牛立榻」をしなかったと考えている。

（12）『台記』仁平三年（一一五三）九月二十七日に

自二宿所一参院、遇二路太相公一、先余前駆下馬、次太相公前駆下馬。次余駐レ車。次公駐レ車。余先駆示二可レ被レ過之由於公前駆一、公辞不レ過、仍余促レ駕参入。

この時太政大臣であった藤原実行よりも格下の礼を取っている。この席次は『公卿補任』にも明らかである。引用は増補史料大成。

(13) 桃崎有一郎前掲7論文の指摘による。「直対」が向き直るの如き意味である可能性には言及していない。ちなみに「僮僕」には随身も含まれる。

(14) 同右。

(15) また『上卿故実』では

> 於路次逢者、共垂レ簾、僮僕令二下馬一。下﨟先留レ車、上﨟次留レ之。相互動レ簾。可早過之由也。後上﨟過二其前一。
>
> 今案、是同官之儀歟。假仮大臣逢二納言一者、大臣只過レ之。下前駈納言留レ車。下僕。納言逢二参議一之時、又如レ此。大中納言逢者、中納言留レ車、大納言聊留レ車、則可レ過歟。参議以下逢二大臣一者、放レ牛立レ榻。或不立。

と、これも『西宮記』の冒頭の記述と少しく異なる。なお、これは上﨟の立場の視点を含んでいる。引用は続群書類従。

(16) 森正人「宇治拾遺物語の本文と読書行為」(『日本の文学』5、一九八九年五月)。

(17) 『枕草子』「小白川といふ所は」に「老上達部さへ笑ひにくむ」とあるが、笑われたくない存在が「老上達部」であるのか、笑わないはずの存在が「老上達部」であるかは、わかりにくい。ただ上達部という身分であることや、若き殿上人が人を物笑いにする傾向があって、老人は「大人し」の性質を特に備えていることなどから、後者と考える。

(18) 左の例は章子内親王立后の場面である。

> 殿、内大臣殿など、御簾の内におはしまして、古女房の故宮の御時よりさぶらふ、召し使ひ、あるべき作法ども仰せられ、
>
> (『栄花物語』巻三六「根あはせ」)

準備のために使われる古参の女房は、滞りなく仕事をするための経験者の人材である。そこにそれほどの評価が認められるわけではないし、単純に仕事の割り振りとして、古くからの女房が用いられただけかもしれないが、場面によっては否定的にはなりようがない。以上の考察は、「古き～」とは区別しているが、「古き～」には特別な傾向は見出せなかった。

(19) 森正人「宇治拾遺物語の言語遊戯」(『文学』、一九八九年一月)。

(20) 野本「宇治拾遺物語の改編と指向―第一七四・一七五話をめぐって―」(『古代中世文学論考』第十八集、二〇〇六年十月)で、類似の主題を持つ二話が同じ視点によって把握されないこと、同じ視点による把握によって破綻が作り出されていることを論じた。

(21) 三木紀人「無名人の眼」(『國文學 解釈と教材の研究』、一九八四年七月)。

（22）小峯和明『宇治拾遺物語の表現時空』9「昔話」（一九九九年、若草書房）が、第四八話の評語について

とくに最後に殺される隣の老婆よりもむしろ、最初の老婆の成功をむやみに「いみじき事に」うらやましがる近隣の人々にこそ教訓の矢は向けられていよう。近隣の人々とはすなわち話の聞き手や読者、一般の凡俗に他ならない。

と述べる。これが読者の物語の参画を促す『宇治拾遺』の方法である点にも一定以上頷けるが、教訓の効果という面から、第三話の評語によって「隣の爺こそが我が身の分身に他ならない」と読者が悟らされるのかは、疑問が残る。そこには嘲笑するほどの隣の爺の愚かさや不器用が描かれていない。第四八話の読解が第三話に投影し強制されるか否かはまた別の議論であろう。竹村信治「宇治拾遺物語論―表現性とその位相―」（『文芸と思想』55、一九九一年二月）「宇治拾遺物語の表現」、（『中古文学の形成と展開』所収、一九九五年、和泉書院）、『言述論』「説話の言述」（二〇〇三年、笠間書院）は、『宇治拾遺』中で、既知の型との違和感、「際立てられた差異」に特に着目している。ここでも浮かび上がるのは差異であるまいか。

（23）荒木浩前掲1論文が、「個々の説話世界の想念に蓄積し、以前の頁を思い返しながら、物語の流れを見守る読み」を『宇治拾遺』の方法として捉え、

眼前に読み進めている説話の読みを刺激し、動揺させて、より拡がった説話世界を形成する、という一連の行為こそ「連想」

と指摘する。繋がっていることだけではなく、その繋がりがどのように影響するかという視点は極めて重要である。